

標本資料

婦人勞働調査資料 号外

百貨店女子職員勞働実態調査速報

一九五三年六月調査

勞働省婦人少年局

目次

一	調査の目的	一
二	調査の時期及び方法	一
三	調査対象	一
四	調査結果の概要	三
	(一) 百貨店女子職員の特性	三
1.	百貨店職員中に占める女子の位置	三
2.	年齢	三
3.	勤続年数	五
4.	学歴	七
5.	家族関係	八
6.	家庭における経済的地位	九
7.	入社経路、就職動機	十二
	(二) 労働条件	十二
1.	女子職員の給与	十二
2.	給与の男女格差	十三
3.	賃金階級別職員分布状態	十四
4.	労働時間及び日数	十四
5.	生理休暇	十六

百貨店女子職員労働実態調査速報

一 調査の目的

最近、経済の復興に伴い、商業の雇用が増大する傾向にあり、婦人労働の分野としても重要な地位を占めるようになってきているので、その婦人労働の実情を明かにする意味で、第一段階として、大企業であり、商店として特に多くの婦人を集めている百貨店を対象として実態調査を実施した。

二 調査の時期及び方法

この調査は、昭和二八年六月に実施し、賃金、労働時間等については同年五月分をとつた。

調査の方法は、調査対象事業所所在地の婦人少年室職員が調査対象事業所を訪問し、労働使に面接又は事業所を視察し、その結果を記入した「事業所調査」及び「労働組合調査」と、賃金台帳から生年月、入社年月、賃金、労働時間等を転記した「個人別調査」と女子労働者自身に質問事項に対する回答の記入を依頼した「個人別質問調査」の四種からなっている。この速報は「個人別調査」と「個人別質問調査」を集計した結果である。

三 調査対象

1. 調査事業所

調査の対象として選ばれた事業所は、二四都道府県三五事業所である。これは、昭和二八年一月現在通産省調による、全国百貨店総数一三九の中から、その四分の一を、六大都市及びブロック別と、従業員数階層別に任意抽出したもので、地方別の事業所分布はA表の通りである。

A 表

調査対象事業所数

		調査地	調査対象事業所数	1953年1月現在百貨店数	現在労働者数
大都市	{	東京	35	139	47
		大阪	5	20	
		京都	3	11	
		神戸	2	4	
		名古屋	1	4	
		横濱	1	4	
地方都市	{	北海道	3	13	12
		青森	1		
		岩手	1		
		福島	1		7
		栃木	1		
		群馬	1		
		茨城	1		17
		新潟	1		
		山梨	1		
		長野	1		7
		岐阜	1		
		富山	1		
		石川	1		16
		福井	1		
		山梨	1		
		長野	2		20
		岐阜	1		
		富山	1		

2. 調査対象となる労働者数はB表の通り、個人別調査票では、男子一七八三人、女子三〇五二人、合計四八三五人で、これは通産省調査による一九五三年五月現在の百貨店従業員の総数五四九二人の八・八%に当る。

又男女数の割合は、調査総数中、男三七%、女六三%であるが、参考までに日本デパートメントストア協会の一九五三年五月末従業員数を見ると、男四〇%、女六〇%の割合になっている。

B表 調査対象労働者表（一九五三年五月分）

地方都市	総数	個人別調査票	
		女	男
大都市	三〇五二人	一七八〇人	一二七二人
地方都市	一四一一人	八六一人	五八〇人
地方都市	一六四一人	九一九人	一六五六人

四 調査結果の概要
 (一) 百貨店女子職員の特性
 労働省婦人少年局

1. 百貨店職員中に占める女子の位置
 この調査の結果によると百貨店は全職員中の六三%が女子で占められている。このうち販売に従事するものが過半数を占め（五四%）ていることは、百貨店の著しい特徴である。販売に従事する女子の数には遠く及ばない。（一五%）一般事務（一三%）であるが、販売に従事する女子の数は遠く及ばない。

第1表 職別女子職員数分布
 （一九五三年五月現在）
 婦人少年局調

職別	数	100.0%
総数	542	
販売	15.3	
検査	1.9	
機械	2.2	
食堂給仕	5.4	
炊事婦	1.0	
雑役婦	2.2	
一般事務	12.8	
タイピスト	0.6	
案内	0.6	
その他	3.8	

第2表 平均年齢（一九五三年五月現在）
 婦人少年局調

	男	女
総数	333才	226才
大都市	33.9	23.1
地方都市	32.2	21.6

2. 平均年齢は女子二二・六才、男子三・三才、一九四九年労働省調査による全産業の平均年齢にやや近い。（全産業の平均年齢女子二三・八才、男子三二・五才）

個人別質問調査の対象となつた女子従業員数は五二六三人である。なお、集計に際しては、調査事業所の従業員数の割合に応じて、ウニイトをつけ、六大都市、地方都市別にまとめた。

第3表 年令階級別職員数分布

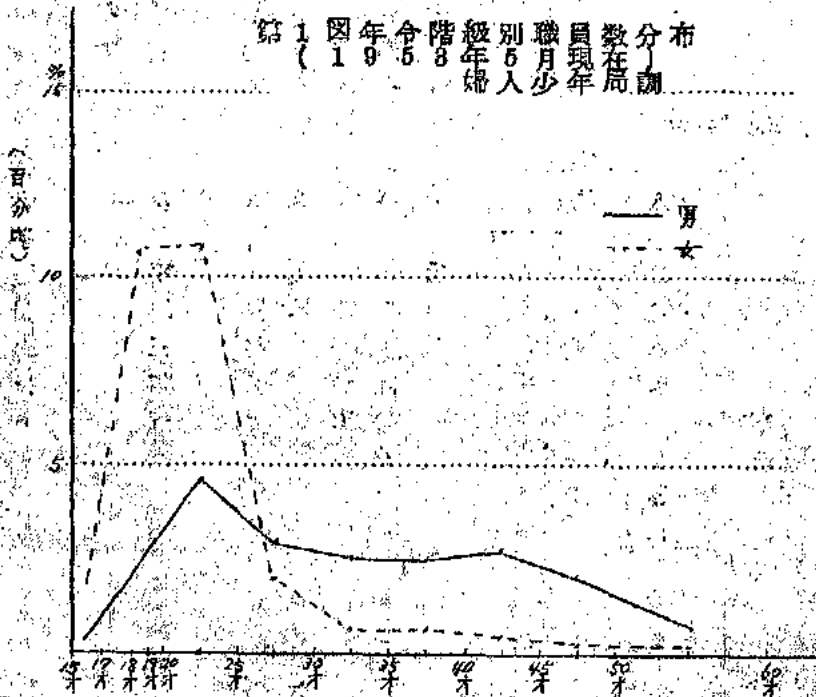
(1953年5月現在)

婦人少年局調

階 級	男 女	
	100.0%	100.0%
小 計	5.8	26.7
15才~17才	0.9	5.2
18才~19才	4.9	21.5
20才~24才	23.2	54.2
25才~29才	14.5	9.0
30才~34才	12.3	2.8
35才~39才	12.3	2.9
40才~44才	13.4	2.1
45才~49才	10.1	1.2
50才~59才	7.3	1.0
60才以上	1.1	0.1

百貨店の女子職員は採用条件が学歴新制高校卒以上(後述)のところが多いため、一八才未満の年少者は少く(五・二%第3表)、年少者が四割を占めるセンイ女子労働者に比べてその平均年令は大分高い(一九五〇年一月婦人少年局調査)編紡績女子労働者平均年令一九・六才)しかし一九五二年八月婦人少年局の調査の結果では銀行女子職員は六七%が旧中・新高卒以上で占められ、百貨店女子

第1図 年令階級別職員数分布
(1953年5月現在)



第4表

平均勤続年数(1953年5月現在)

婦人少年局調

	男	女
總 數	8年 7月	3年 5月
大々都市	9. 5	3. 6
地方都市	6. 8	3. 0

第5表

勤続年別職員分布

(1953年5月現在)

婦人少年局調

	男	女
100%	100%	100%
小 計	50.0	77.3
6ヵ月未満	5.7	9.6
6ヵ月以上～1年未満	2.7	6.2
1年以上～2年未満	8.8	20.8
2年以上～3年未満	11.9	15.8
3年以上～5年未満	15.9	24.9
5年以上～10年未満	25.7	19.2
10年以上～15年未満	9.2	2.7
15年以上～20年未満	7.2	0.7
20年以上～30年未満	9.3	0.1
30年以上	3.6	—

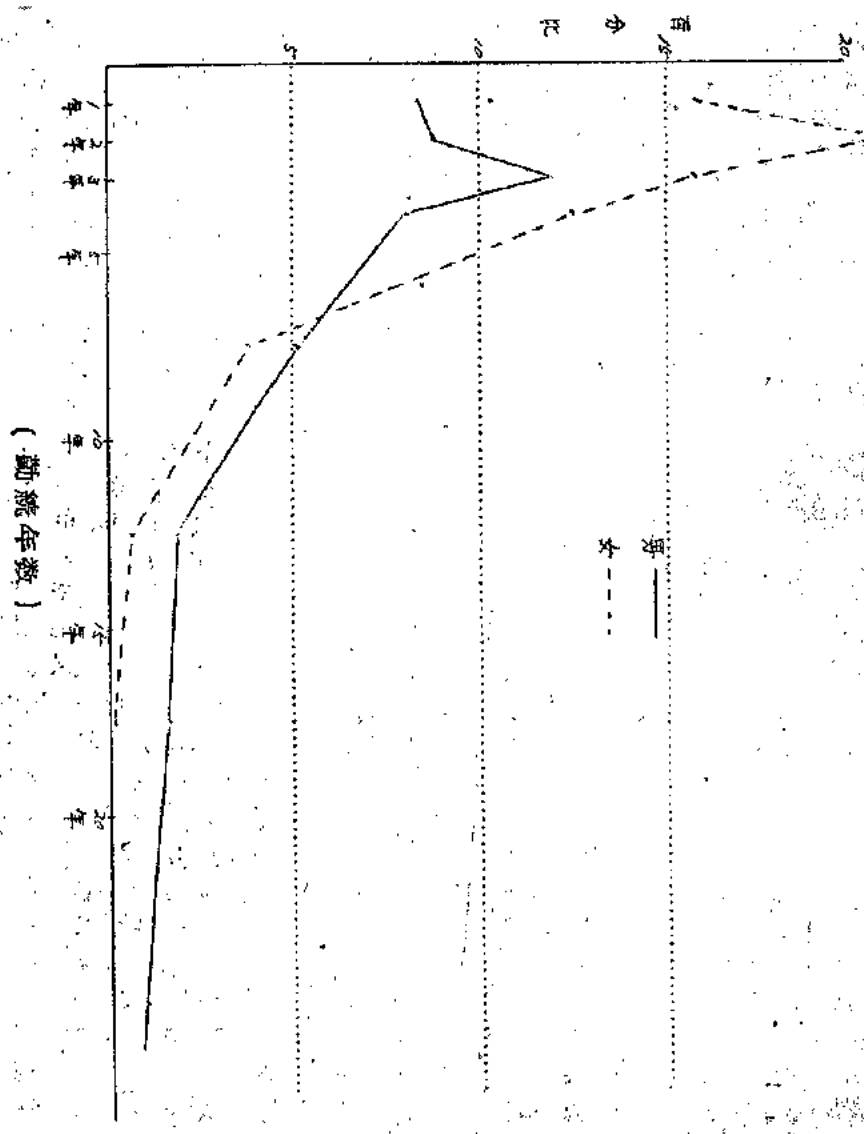
職員とは既同じ条件にありながら平均年令は銀行女子職員のほうがやや高い。(銀行女子職員平均年令二三・七才)

百貨店職員の平均勤続年数は男子八年七ヵ月、女子平均三年五ヵ月(第4表)で、女子は勤続一年一二年のものが多し(二一%、第5表)

これを前掲個人別賃金調査による全産業の平均勤続年数男子六年六ヵ月、女子三年二ヵ月と比べると男女とも百貨店職員のほうが長い。又とくに男子の勤続が長いことは学歴が高小。新中卒の多いこと(後述)と共に、百貨店の特徴の一つである。

又百貨店女子職員の平均勤続年数は前掲婦人少年局調の銀行女子職員の平均勤続年数四年二ヵ月に比べて、平均年令と同様(前述)幾分低めである。

第2图 勤年数別職員数分布少年局
 勤1953年6月編入少年局



4 学歴

百貨店の販売業務は顧客に対するサービスに最も重点がおかれる関係上、販売に従事する女子職員の教養にはとくに注意が払われ、第6表に示すように学歴も旧中・新高卒以上（六六%）が非常に多い。とくにそれは六大都市に著しく、六大都市は旧中・新高卒以上が七二%を占める。これに對して地方都市は五七%と大分低率を示している。

前掲婦人少年局印銀行女子職員の学歴は、旧中・新高卒以上六七%、綿紡績女子労働者の学歴は旧中・新高卒以上七%で、新中・高小卒以下が逆に九一%を占めてゐる。

第6表

學歴別職員数分布

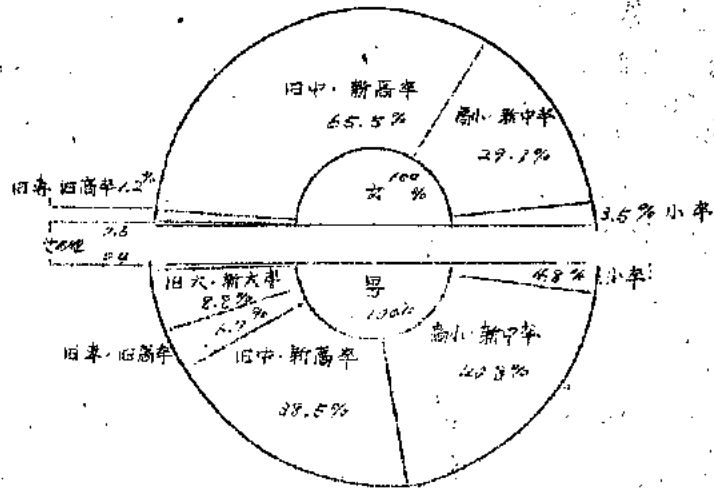
一九五三年六月 婦人少年局調

学歴	總数		六大都市		地方都市	
	男	女	男	女	男	女
總数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
高小・新中卒	4.8	3.5	4.5	3.3	3.3	3.7
舊中・新高卒	3.5	2.9	3.9	3.0	5.8	4.4
舊高卒	6.7	6.5	6.9	7.2	6.2	9.9
舊大・新大卒	8.8	1.2	1.1	1.3	3.5	1.9
その他	4.4	4.4	1.1	4.4	1.0	1.2

※は四めて少数である

第 8 図 学歴別職員分布

1953年6月婦人少年局調



一九五二年婦人少年局調「女子保護の概況」によると、調査金産業の女子労働者のうち有夫者は九割を占めるのみで、やはり有夫者の数は僅少である。

平均扶養家族数は女子〇・四人で、男子の二・二人に比べてかなり低い。平均扶養家族数は地方都市のほうが高く、六大都市は女子〇・二人、男子二・一人に対して

第 7 表

配偶関係別女子職員数分布
1953年6月
婦人少年局調

配偶関係	数	100.0 %
未婚	881	88.1
死別・離別	57	5.7
有夫	62	6.2

百貨店女子職員の八八%は未婚であり、有夫者は六・二%を占めるにすぎない。

(第七表)

地方都市は女子〇・八人、男子二・六人である。前掲労働省個人別賃金調査の全産業の女子平均扶養家族数は〇・二人、男子は二・一三人である。(第8表)

第8表 平均扶養家族数
1953年6月婦人少年局調

	男	女
総 数	2.2人	0.4人
六大都市	2.1	0.2
地方都市	2.6	0.8

6. 家庭における経済的地位
個人別賃金調査に回答した百貨店女子職員のうち、「家族と離れて独立して生活している」ものは〇・九%、「自分が主となつて生計を支えている」ものは六・八%、「家族と一緒に生活して給料の一部を家に入れていゝ」ものが六一%であり、「家族と一緒に生活して給料は家に全く入れていない」ものが二五%もある。ここでも家計費の一部を分擔している女子職員が圧倒的に多い。(第9表)

第9表 経済生活別女子職員数分布

(一九五三年五月現在) 婦人少年局調

○ 総 数	総 数	六大都市	地方都市
イ 家族と離れて独立して生活している	一〇〇〇%	五二	九七
ロ 自分が主となつて生計を支えている	六八	六四	七三
ハ 家族と一緒に生活しているが給料の	六一	六三	六一
中から毎月家に入れていゝ			
ニ 家族と一緒に生活しているが給料は	二五	二八	二九
家に入れていない			

第10表

「第9表4と5について」

(1953年5月現在)

婦人少年局 調

		總 数	六大都市	地方都市
収入総額		10318	11894	8624
食	費	4771	5460	4030
住	費	1217	1304	1125
衣	費	1232	1442	1027
教養娯楽	費	1149	1134	1165
化粧品	費	335	369	302
貯	金	537	817	236
その他	他	1065	1368	739

(註1) イとは家族と離れて獨立して生活しているもの

(註2) ロとは自分が主となつて家計を支えているもの

次に毎月の給料をどの様に使っているか、その内訳についてみよう。

「家族と離れて獨立して生活している」「自分が主となつて生計を支へている」ものについてみると第10表に示す通り、平均収入総額は一〇、三一八円であり、収入の六割が食費、住宅費にとられ、残額が衣服費、教養娯楽費等に当てられている。(収入に対して衣服費一二%、教養娯楽費一%、化粧品費三%)

ところが「家族と一緒に生活して給料の一部を家に入れている」「金く家に入れていない」ものの平均収入総額は七六四〇円で収入総額は大分低いのに、衣服費、教養娯楽費にはかへつて前者よりも多く費している。(収入に対して衣服費二二%、教養娯楽費一三%、化粧品費五%)「家に入れていない」のは三一七六円で収入の二八%にすぎない。(第11表)しかし「家に入れていない」金額は、「家族と生活しているが金く家に給料を入れるていない」ものもふくめた人数に対する平均金額であるため、実際はこれよりも若干高くなると思われる。

第 11 表

「第 9 表 ハ と ニ について」

(1953年5月現在)

婦 人 少 年 局 調

	総 数	大 都 市	地 方 都 市
収 入 総 額	7. 6 4 0 圓	8. 3 7 4 圓	6. 1 2 7 圓
家 に 入 れ る	2. 1 7 6	2. 2 6 4	1. 9 9 5
衣 服 費	2. 0 2 5	2. 2 1 0	1. 6 4 4
教 養 娯 楽 費	1. 0 0 8	1. 1 4 7	7 2 2
化 粧 品 費	3 7 7	3 9 2	3 4 6
貯 金	9 6 8	1. 1 0 8	6 7 8
そ の 他	1 0 8 6	1. 2 5 3	7 4 2

(註 1) ハとは家族と一緒に生活しているが給料の中から毎月家に入れているもの

(註 2) ニとは家族と一緒に生活しているが給料は家に入っていないもの

第12表 入社経路別女子職員数分布

1953年6月 婦人少年局調

	数	総	六大都市	地方都市
		%	%	%
總 数	1000	1000	1000	1000
職 業	238	19.2	308	30.8
安 定	8.0	8.8	6.6	6.6
知 人	264	25.5	276	27.6
親兄弟又は親せき	11.5	10.7	12.8	12.8
店の人	160	16.8	14.8	14.8
新聞 廣告	11.8	16.8	4.4	4.4
その他	2.5	2.2	3.0	3.0

第13表 就職動機別女子職員数分布

1953年6月 婦人少年局調

総 数	100.0%
家計を助けるため	23.2
自分の生計をうるため	15.0
独立して生活したいから	15.4
家そくを養うため	6.6
身の廻りのものをととのえたいから	19.1
結婚費用をうるため	8.3
家にいてもすることがないから	1.5
社会人として経験したいから	10.7
その他	0.2

入社経路・就職動機
入社経路は知人（二六％）、お店の人（一六％）、親兄弟又は親せき（一二％）等縁故関係の紹介によるものが圧倒的に多く（第12表）就職動機も「身の廻りまとのえたいから」（一九％）「社会人としての経験をj得る」（一一％）「結婚費用を得る」（八％）「家にいてもすることがない」（二％）などがやはり相当数を占めてゐる。しかし家計に若干の入り入れてゐるものが六一％（前述）あることから見ると、就職後は就職動機の如何にかかわらず、殆どのものが自分の生活費の一端を荷なつてゐるものと思われろ。（第13表）

市では女子平均一〇、〇六一円、男子平均二四、三〇一元であるが、地方都市では女子平均六、三二八円、男子平均一五、三一四円と、六大都市のほうが四割ほど高い。

1. 労働条件

百貨店女子職員の給与は月平均現金給与総額は八八六六円、男子は二一六二二円である。平均給与は六大都市が地方都市に比べて著しく高く第4表に示すとおり、六大都市

第14表 1人1ヵ月當り平均現金給與總額 (1953年5月現在)

婦人少年局調

		總數	男	女
總 數	現金給與總額	13611	21622	8866
	毎月きまつて支給する給與	12807	20102	8489
	臨時に支給する給與	804	1520	377
政 府 大 小 商 店 等	現金給與總額	15462	24301	10061
	毎月きまつて支給する給與	13998	21336	9515
	臨時に支給する給與	1464	3065	546
地 方 公 館 等	現金給與總額	9521	15314	6328
	毎月きまつて支給する給與	9446	15135	6310
	臨時に支給する給與	75	179	18

第15表 年齢階級別賃金格差

1953年6月 婦人少年局調

年 令 別	18才～19才を基準とする格差		女子の男子に 對する割合
	男	女	
總 數	317	134	41.0%
15才～17才	85	82	88.8
18才～19才	100	100	92.8
20才～24才	159	134	79.5
25才～29才	242	167	63.8
30才～34才	322	188	54.2
35才～39才	381	219	53.2
40才～44才	441	216	45.4
45才～49才	479	192	37.0
50才～59才	403	176	41.9
60才以上	175	92	57.8

これを労働省調、毎月勤労統計調査による同年同月の調査全産業と卸売及び小売業の給与について見ると次の通りである。

調査全産業平均現金給與額 七四〇〇円

卸売及び小売業平均現金給與額 一六九五円

一人一ヵ月平均現金給與額 八八三大円

女 二一八三五円

以上のように百貨

第16表 賃金階級別職員数分布 (1953年5月現在)

婦人少年局調

總 数	男	女
	%	%
5000円未満	100.0	100.0
5000円以上 ~ 8000円未満	2.7	14.9
8000円 ~ 11000円	10.7	43.6
11000円 ~ 14000円	14.3	27.1
14000円 ~ 17000円	13.3	10.4
17000円 ~ 20000円	11.6	2.4
20000円 ~ 23000円	8.9	0.8
23000円 ~ 26000円	8.2	0.5
26000円 ~ 29000円	7.3	0.3
29000円 ~ 35000円	4.1	—
35000円 ~ 40000円	7.8	—
40000円 ~ 50000円	5.9	—
50000円 ~ 60000円	4.3	—
60000円 ~ 70000円	0.7	—
70000円以上	0.2	—

は四八で何れも百貨店の男子に対する女子給与の割合より高くなっている。これは百貨店の男子職員の年令や勤続年数が女子職員に比べて大分高いことなどが一因と思われる。従つて年令階級別に比べてみると一八才～一九才では女子給与の男子給与に対する割合は九三%で最もその差が少く、年令の高くなるに従つて次第に男女の賃金格差は大きくなつてゆく。(第15表)

次に一ヵ月間の労働日数を見ると、第17表に示すように、女子二五、二日、男子二五、

この傾向は一八才～一九才の平均給与を一〇〇とした年令階級別指数(第15表)にもあらわれてゐる。すなわち女子の給与の最も高い三五才～三九才の指数は二一九で、一八才～一九才の給与の二倍強である。これに比べて男子の給与は三五才～三九才で三八一と、四倍弱を示し、男子より女子のほうが倍率はかなり低くなつてゐる。

3. 賃金階級別職員分布状態

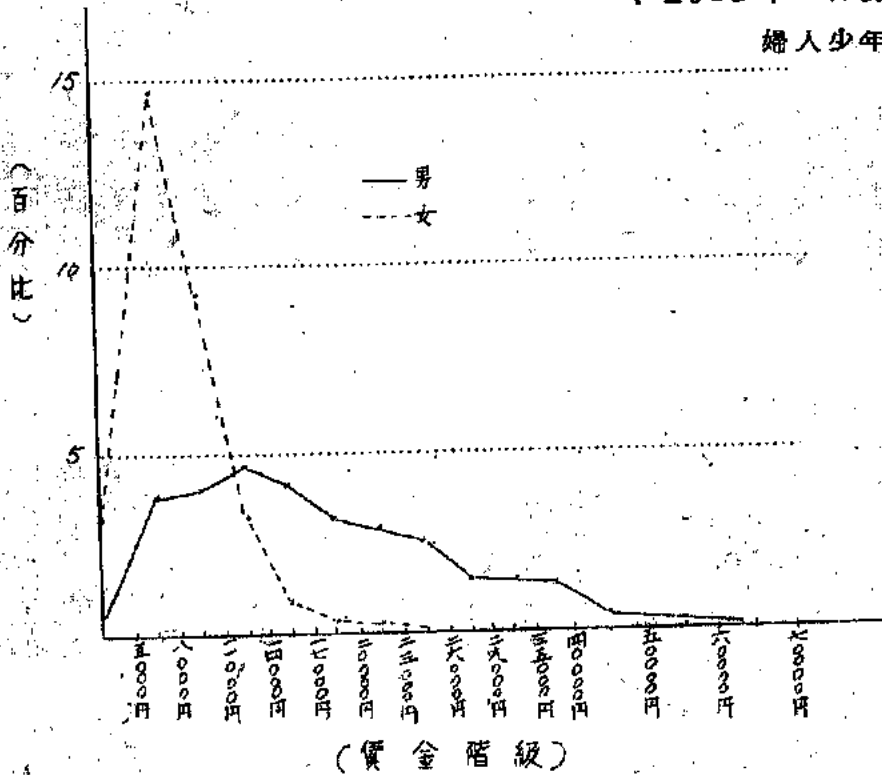
次に賃金階級別百貨店女子職員の分布状態をみると、五〇〇〇円～七〇〇〇円台に四八%の女子職員が集中し、全体の八〇%が一万円未満である。男子は各賃金階級に比較的広く分布し、一万円未満のものは全体の二四%を占めるのみである。(第16表)

4. 労働時間及び日数

第4図 賃金階級別職員数分布

(1953年5月現在)

婦人少年局調



五日で男女の差は殆どなく、都市、地方別の違いも殆どみられない。しかし一ヵ月平均労働時間は女子一八八時、男子二〇二時で男子のほうが若干長くなっている。又大都市と地方都市とを比べると、地方都市のほうが男女ともながい。すなわち一日平均についてみると、大都市では女子七、二時、男子七、七時に對して地方都市は女子七、七時、男子八、〇時である。なお労働日数と労働時間数を毎月勤労統計調査による同年同月の調査金産業と御売及び小売業についてみると次の通りである。

一ヵ月平均労働日数

第17表 平均労働日数 (1953年5月現在)
婦人少年局調

	男	女
總 數	25,5日	25,2日
六大都市	25,5	25,5
地方都市	25,4	24,7

第18表 一人1ヵ月當り平均労働時間
(1953年5月現在)
婦人少年局調

	男	女
總 數	202時	188時
六大都市	201	186
地方都市	206	192

求日数は〇。二日であり、(第19表)

ヵ月當り平均生理休暇請求日数は著しく低い(〇〇〇七日)
女子職員のうち生理休暇を請求するものは全体の一四%にすぎず、地方都市では殆ど生理休暇を請求していない(〇。六%)
以上は「生理休暇」の名目で生理休暇を請求したものについての調査であるが、次に名目の如何を問わず実質上生理のために休んだものについてみると、女子職員の一七。〇%が生理で休んでいる。とくに「生理休暇」の名目では女子職員中の〇。六%しか休んでいない地方都市が、実際にはその約八倍の四。五%が生理のために休んでいる。

(第20表)

調査全産業 男 二三・五日 二三・一日
卸売及び小売業 二四・二日 二四・〇日
一ヵ月平均実労働時間数
調査全産業 男 一九五時 一八四時
卸売及び小売業 一八六時 一八三時
百貨店職員は労働日数、労働時間ともに、右の場合よりもながい。

5. 生理休暇
百貨店女子職員の一人一ヵ月當り平均生理休暇請

婦人少年局圖

一九五三年六月 婦人少年局製

		總 數	大 都 市	地 方 都 市
一人當り平均生理 休暇請求日數		0.2日	0.2日	0.007日
調査人員に對する比率 「調 査 生 理 休 暇」 請求人員の女子	總 數	13.8%	18.8%	2.0%
	休 暇 1日	9.8	13.3	0.6
	日 數 2日	3.9	5.4	—
	別 3日以上	0.1	0.1	—

婦人少年局調

る必要を感じない」と答えたものが六大都市よりも地方都市のほうに比較的多い。(第2/表)

		總 数	六大都市	地方都市
調査人員に對する比率 生理のために休んだ人員の	總 数	17.1%	25.5%	4.5%
	休 日	13.0	19.3	3.5
	休 日	3.5	5.4	0.5
	休 日	0.3	0.3	0.4
	休 日以上 不明又 別は無記入	0.3	0.5	0.1

次に「生理
休暇はとれ
ますか」と
の質問に對
して「とろ
うと思えば
とれるがと
りにくい」
と答えたの
が四六名で
一番多い。
又一とりた
(17)